

第6章 環境保全措置

6.1 環境保全措置

環境保全措置の検討は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が小さいと判断される場合以外の環境影響評価項目について、実行可能な範囲内で環境影響を回避・低減するための検討を行った。

検討結果は、表 6-1 に示すとおりである。

本事業の実施にあたっては、事業計画段階で計画した環境保全対策を確実に実施する他、「騒音」の調査及び予測の結果から検討した環境保全措置を適切に実施することにより、環境への影響を可能な範囲で低減するよう配慮する。

表 6.1-1 環境保全措置の検討

項 目		環境保全措置の検討					
環境要素	影響要因	環境保全措置の内容	措置の区分	実施主体	環境保全措置の効果の程度	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施に伴う環境影響
騒音	工事車両の走行	工事車両の走行にあたっては、無用な空ぶかしや急加速等の抑制等を行う。その他、工事工程等の管理や配車計画による工事車両の集中を回避する。	低減	建設事業者	工事車両の走行による騒音への影響を低減できる。	実施主体が関係者に対し、周知、徹底させることで、騒音レベルは低減すると考えられることから、不確実性は小さい。	想定されない。
	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両等の走行にあたっては、無用な空ぶかしや急加速等の抑制等を行う。	低減	運営事業者	廃棄物運搬車両等の走行による騒音への影響を低減できる。	実施主体が関係者に対し、周知、徹底させることで、騒音レベルは低減すると考えられることから、不確実性は小さい。	想定されない。

第7章 事後調査計画

7.1 環境保全措置

「第6章 環境保全措置」において、環境保全措置を検討した騒音（工事車両の走行、廃棄物運搬車両の走行）について事後調査を検討した。

事後調査の内容は表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 事後調査の内容

項目		環境保全措置の検討			
環境要素	影響要因	実施の理由	調査項目及び手法	結果に対する対応方針	実施主体
騒音	工事車両の走行	都市計画道路松ヶ丘月の浦線沿いには環境保全上配慮が必要な施設（春日市老人福祉センターナギの木苑）が隣接しており、昼間の予測結果が環境基準値を上回り、環境に影響を及ぼすおそれがある。	【調査項目】 ①道路交通騒音（等価騒音レベル L_{Aeq} ）、②断面交通量、③走行速度 【調査手法】 ①「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に準拠する方法 ②カウンターによる計測（上下線別・車種別） ③ストップウォッチによる計測 【調査地点】 都市計画道路 松ヶ丘月の浦線 【調査期間】 工事期間中の平日（調査回数は、必要に応じ適宜実施する、昼間（6:00～22:00））	調査の結果、事業による影響が著しいと判断された場合、工事車両の配分の見直し等、影響を低減するための対策を行う。	福岡都南圏環境組合 福岡市部事業合
	廃棄物運搬車両の走行	St.7 は夜間の予測結果が環境基準値を上回り、環境に影響を及ぼすおそれがある。	【調査項目】 ①道路交通騒音（等価騒音レベル L_{Aeq} ）、②断面交通量、③走行速度 【調査手法】 ①「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に準拠する方法 ②カウンターによる計測（上下線別・車種別） ③ストップウォッチによる計測 【調査地点】 St.7 【調査期間】 施設の供用を開始した平成28年度の平日（調査回数は、必要に応じ適宜実施する、夜間（22:00～6:00））	調査の結果、事業による影響が著しいと判断された場合、ごみ等搬出入車両の配分の見直し等、影響を低減するための対策を行う。	

第8章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業の実施による環境への影響について調査、予測及び評価を行った結果、いずれの環境要素に対しても、影響は回避又は低減されるものと評価した。

なお、本事業の実施にあたっては、「第2章 事業の目的及び内容」に記述した排出ガス処理計画や騒音・振動防止計画などの公害防止措置、工事や景観、温室効果ガスなどについての環境保全措置を確実に実施するとともに、排出ガス濃度の常時モニタリングや必要な事後調査の実施により環境の状態を監視する。

工事中、供用後に環境に影響が生じた場合、またそのおそれがある場合には、速やかに対策を講じることにより、環境の保全に万全を期すこととする。